

# 平成 26 年商業統計調査 結果の概要（愛知県版 速報）

利用上の注意	1
I 概況（全国比較）	
1. 事業所数	2
2. 従業者数	2
3. 年間商品販売額	3
II 卸売業	
1. 事業所数	4
2. 従業者数	5
3. 年間商品販売額	6
III 小売業	
1. 事業所数	7
2. 従業者数	9
3. 年間商品販売額	10
用語の解説	11

商業統計調査は、商業を営む事業所について、業種別、従業者規模別、地域別等に事業所数、従業者数、年間商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

商業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）によって実施しています。

# 利 用 上 の 注 意

## 1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

## 2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。

## 3. 調査の期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の2年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

## 4. 調査の範囲

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類Ⅰ-卸売業・小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（商業統計調査規則第4条参照）を除く）を対象とした。

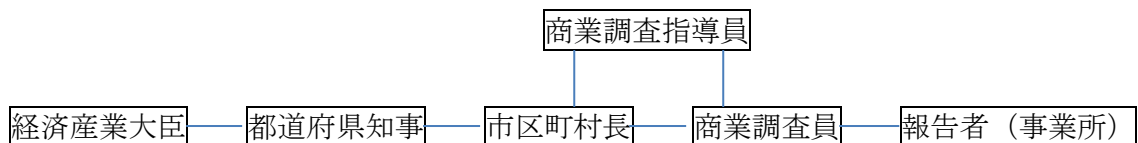
調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

## 5. 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。なお、調査方法は以下の①、②による。

- ① 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



- ② 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ提出する本社等一括調査方式



## 6. 『商業統計速報』における集計対象について

速報における集計対象事業所は、産業大分類「Ⅰ-卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・ 管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること

※ この速報に掲載した数値は、経済産業省大臣官房調査統計グループ平成26年商業統計速報より抜粋した。

## I. 概況（全国比較）

### 1. 事業所数

愛知県の商業事業所数は、5万7890事業所（構成比5.5%）となっています。都道府県別の構成比をみると、東京都（10万6943事業所、同10.2%）、大阪府（7万520事業所、同6.7%）に次いで全国第3位となっています。（表I-1）

表I-1 事業所数上位5位

総数 順位	全国 都道府県	総数(卸売業, 小売業)		卸売業		小売業	
		平成26年	構成比 %	平成26年	構成比 %	平成26年	構成比 %
	全 国	1,046,031	100.0	265,312	100.0	780,719	100.0
1	東 京 都	106,943	10.2	36,676	13.8	70,267	9.0
2	大 阪 府	70,520	6.7	24,976	9.4	45,544	5.8
3	愛 知 県	57,890	5.5	17,974	6.8	39,916	5.1
4	神 奈 川 県	48,578	4.6	10,549	4.0	38,029	4.9
5	福 岡 県	43,678	4.2	12,251	4.6	31,427	4.0

### 2. 従業者数

愛知県の商業事業所の従業者数は、53万3081人（構成比6.1%）となっています。都道府県別の構成比をみると、東京都（133万5313人、同15.4%）、大阪府（67万8138人、同7.8%）に次いで全国第3位となっています。（表I-2）

表I-2 従業者数上位5位

総数 順位	全国 都道府県	総数(卸売業, 小売業)		卸売業		小売業	
		平成26年 人	構成比 %	平成26年 人	構成比 %	平成26年 人	構成比 %
	全 国	8,672,803	100.0	2,804,386	100.0	5,868,417	100.0
1	東 京 都	1,335,313	15.4	710,607	25.3	624,706	10.6
2	大 阪 府	678,138	7.8	299,687	10.7	378,451	6.4
3	愛 知 県	533,081	6.1	205,290	7.3	327,791	5.6
4	神 奈 川 県	490,762	5.7	109,473	3.9	381,289	6.5
5	埼 玉 県	386,665	4.5	93,047	3.3	293,618	5.0

### 3. 年間商品販売額

愛知県の商業事業所の年間商品販売額は、36兆3285億円（構成比7.4%）となっています。都道府県別の構成比をみると、東京都（175兆9656億円、同35.7%）、大阪府（47兆7436億円、同9.7%）に次いで全国第3位となっています。（表I-3）

表 I - 3 年間商品販売額上位5位

総数 順位	全国 都道府県	総数(卸売業, 小売業)		卸売業		小売業	
		平成26年 億円	構成比 %	平成26年 億円	構成比 %	平成26年 億円	構成比 %
	全 国	4,928,043	100.0	3,649,094	100.0	1,278,949	100.0
1	東 京 都	1,759,656	35.7	1,577,212	43.2	182,444	14.3
2	大 阪 府	477,436	9.7	393,062	10.8	84,374	6.6
3	愛 知 県	363,285	7.4	288,559	7.9	74,726	5.8
4	福 岡 県	184,107	3.7	135,756	3.7	48,351	3.8
5	神 奈 川 県	183,747	3.7	97,175	2.7	86,571	6.8

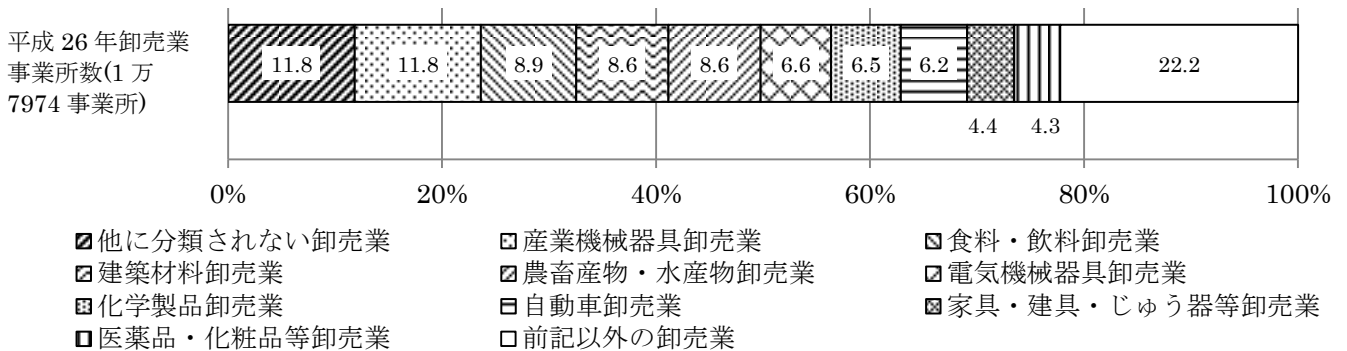
## II. 卸売業

### 1. 事業所数

愛知県の商業事業所数は、5万7890事業所となっています。このうち、卸売業の事業所数は、1万7974事業所となり、31.0%を占めています。

業種別に構成比をみると、金物、肥料・飼料、ジュエリー製品などが含まれる他に分類されない卸売業（2123事業所、構成比11.8%）、産業機械器具卸売業（2119事業所、同11.8%）、食料・飲料卸売業（1592事業所、同8.9%）、建築材料卸売業（1551事業所、同8.6%）、農畜産物・水産物卸売業（1538事業所、同8.6%）となり、これら上位5業種で卸売業全体の49.6%を占めています。以下、電気機械器具卸売業（1194事業所、同6.6%）、化学製品卸売業（1176事業所、同6.5%）、自動車卸売業（1117事業所、同6.2%）の順となっています。（表II-1、図II-1）

図II-1 卸売業の業種別事業所数の構成比



表II-1 卸売業の業種別事業所数

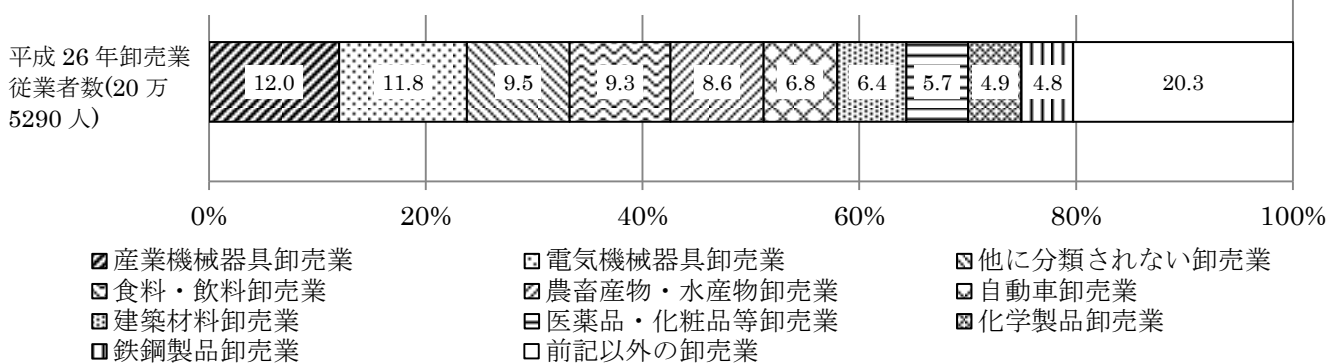
産業小分類	事業所数	
	平成26年	構成比 (%)
卸売業計	17,974	100.0
各種商品卸売業	64	0.4
繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	294	1.6
衣服卸売業	487	2.7
身の回り品卸売業	486	2.7
農畜産物・水産物卸売業	1,538	8.6
食料・飲料卸売業	1,592	8.9
建築材料卸売業	1,551	8.6
化学製品卸売業	1,176	6.5
石油・鉱物卸売業	336	1.9
鉄鋼製品卸売業	586	3.3
非鉄金属卸売業	226	1.3
再生資源卸売業	510	2.8
産業機械器具卸売業	2,119	11.8
自動車卸売業	1,117	6.2
電気機械器具卸売業	1,194	6.6
その他の機械器具卸売業	624	3.5
家具・建具・じゅう器等卸売業	794	4.4
医薬品・化粧品等卸売業	779	4.3
紙・紙製品卸売業	378	2.1
他に分類されない卸売業	2,123	11.8

## 2. 従業者数

愛知県の商業事業所の従業者数は、53万3081人となっています。このうち、卸売業の従業者数は、20万5290人となり、38.5%を占めています。

業種別に構成比をみると、産業機械器具卸売業（2万4626人、構成比12.0%）、電気機械器具卸売業（2万4161人、同11.8%）、他に分類されない卸売業（1万9468人、同9.5%）、食料・飲料卸売業（1万9122人、同9.3%）、農畜産物・水産物卸売業（1万7646人、同8.6%）となり、これら上位5業種で卸売業全体の51.2%を占めています。以下、自動車卸売業（1万3969人、同6.8%）建築材料卸売業（1万3151人、同6.4%）、医薬品・化粧品等卸売業（1万1633人、同5.7%）、化学製品卸売業（1万90人、同4.9%）の順となっています。（表Ⅱ-2、図Ⅱ-2）

図Ⅱ-2 卸売業の業種別従業者数の構成比



表Ⅱ-2 卸売業の業種別従業者数

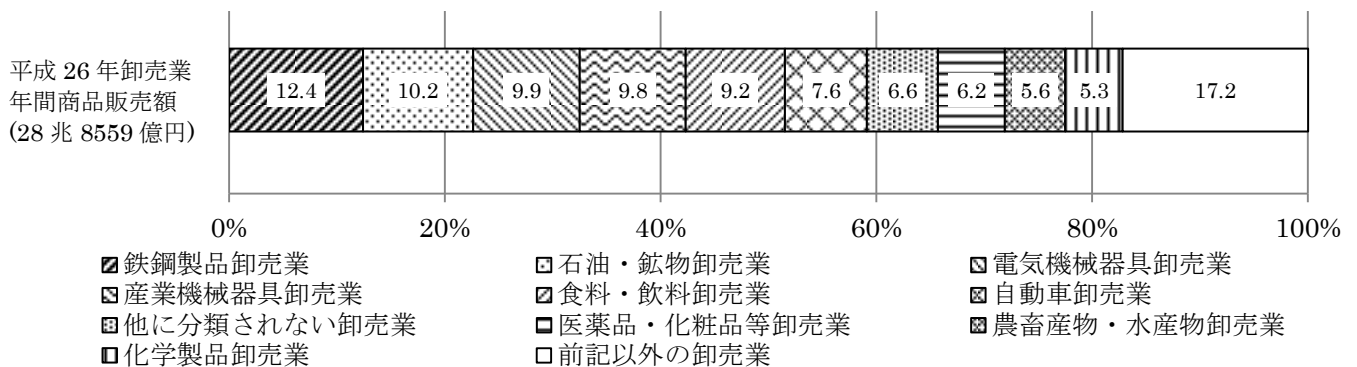
産業小分類	従業者数 (人)	
	平成26年	構成比 (%)
卸売業計	205,290	100.0
各種商品卸売業	982	0.5
繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	2,294	1.1
衣服卸売業	5,468	2.7
身の回り品卸売業	4,568	2.2
農畜産物・水産物卸売業	17,646	8.6
食料・飲料卸売業	19,122	9.3
建築材料卸売業	13,151	6.4
化学製品卸売業	10,090	4.9
石油・鉱物卸売業	3,848	1.9
鉄鋼製品卸売業	9,769	4.8
非鉄金属卸売業	2,326	1.1
再生資源卸売業	4,441	2.2
産業機械器具卸売業	24,626	12.0
自動車卸売業	13,969	6.8
電気機械器具卸売業	24,161	11.8
その他の機械器具卸売業	7,050	3.4
家具・建具・じゅう器等卸売業	6,792	3.3
医薬品・化粧品等卸売業	11,633	5.7
紙・紙製品卸売業	3,886	1.9
他に分類されない卸売業	19,468	9.5

### 3. 年間商品販売額

愛知県の商業事業所の年間商品販売額は、36兆3285億円となっています。このうち、卸売業の年間商品販売額は、28兆8559億円となり、79.4%を占めています。

業種別に構成比をみると、鉄鋼製品卸売業（3兆5650億円、構成比12.4%）、石油・鉱物卸売業（2兆9501億円、同10.2%）、電気機械器具卸売業（2兆8510億円、同9.9%）、産業機械器具卸売業（2兆8302億円、同9.8%）、食料・飲料卸売業（2兆6418億円、同9.2%）の順となり、これら上位5業種で卸売業全体の51.4%を占めています。以下、自動車卸売業（2兆1789億円、同7.6%）、他に分類されない卸売業（1兆9163億円、同6.6%）、医薬品・化粧品等卸売業（1兆8006億円、同6.2%）の順となっています。（表Ⅱ-3、図Ⅱ-3）

図Ⅱ-3 卸売業の業種別年間商品販売額の構成比



表Ⅱ-3 卸売業の業種別年間商品販売額

産業小分類	年間商品販売額（億円）	
	平成26年	構成比 (%)
卸売業計	288,559	100.0
各種商品卸売業	2,745	1.0
繊維品卸売業（衣服，身の回り品を除く）	1,962	0.7
衣服卸売業	3,893	1.3
身の回り品卸売業	2,434	0.8
農畜産物・水産物卸売業	16,133	5.6
食料・飲料卸売業	26,418	9.2
建築材料卸売業	12,326	4.3
化学製品卸売業	15,331	5.3
石油・鉱物卸売業	29,501	10.2
鉄鋼製品卸売業	35,650	12.4
非鉄金属卸売業	7,378	2.6
再生資源卸売業	3,093	1.1
産業機械器具卸売業	28,302	9.8
自動車卸売業	21,789	7.6
電気機械器具卸売業	28,510	9.9
その他の機械器具卸売業	6,832	2.4
家具・建具・じゅう器等卸売業	3,726	1.3
医薬品・化粧品等卸売業	18,006	6.2
紙・紙製品卸売業	5,368	1.9
他に分類されない卸売業	19,163	6.6

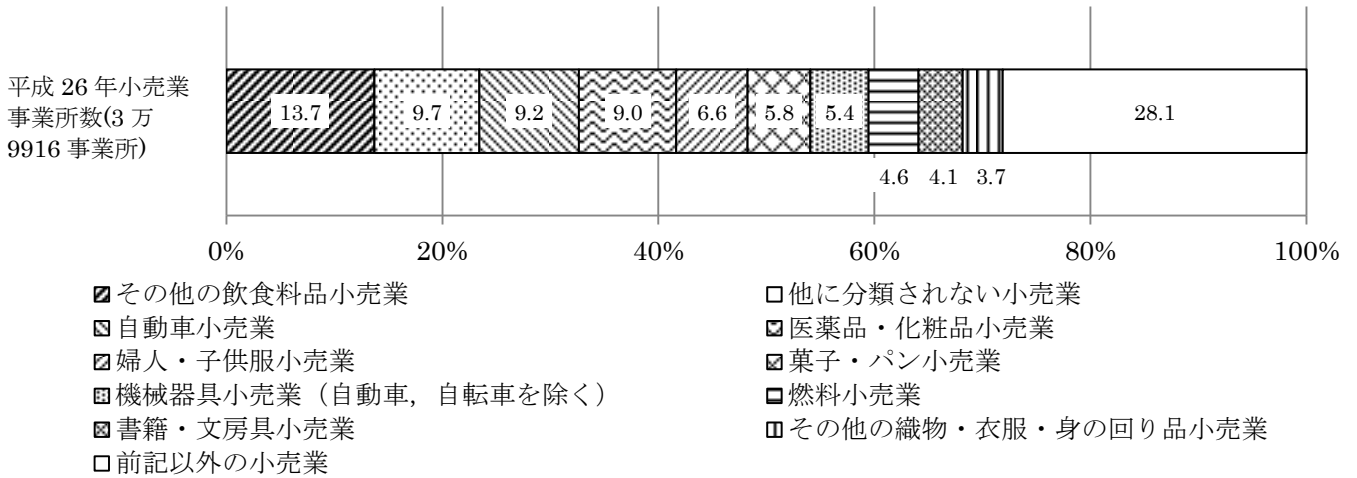
### Ⅲ. 小売業

#### 1. 事業所数

愛知県の商業事業所数は、5万7890事業所となっています。このうち、小売業の事業所数は、3万9916事業所となり、69.0%を占めています。

業種別に構成比をみると、コンビニエンスストアや料理品小売業などが含まれるその他の飲食料品小売業（5456事業所、構成比13.7%）が最も高く、以下、ホームセンターやペット・ペット用品小売業などが含まれる他に分類されない小売業（3857事業所、同9.7%）、自動車小売業（3687事業所、同9.2%）の順となっています。（表Ⅲ-1、図Ⅲ-1）

図Ⅲ-1 小売業の業種別事業所数の構成比





表Ⅲ－1 小売業の業種別事業所数

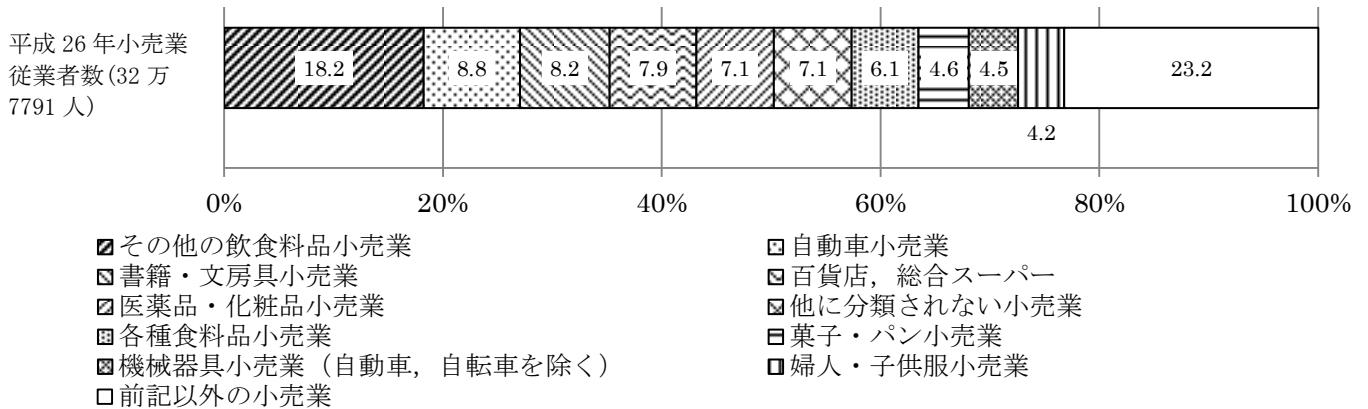
産業小分類	事業所数	
	平成26年	構成比 (%)
小売業計	39,916	100.0
百貨店, 総合スーパー	143	0.4
その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)	118	0.3
呉服・服地・寝具小売業	775	1.9
男子服小売業	927	2.3
婦人・子供服小売業	2,642	6.6
靴・履物小売業	457	1.1
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	1,483	3.7
各種食料品小売業	637	1.6
野菜・果実小売業	600	1.5
食肉小売業	421	1.1
鮮魚小売業	269	0.7
酒小売業	1,005	2.5
菓子・パン小売業	2,314	5.8
その他の飲食料品小売業	5,456	13.7
自動車小売業	3,687	9.2
自転車小売業	574	1.4
機械器具小売業 (自動車, 自転車を除く)	2,170	5.4
家具・建具・畳小売業	870	2.2
じゅう器小売業	527	1.3
医薬品・化粧品小売業	3,603	9.0
農耕用品小売業	312	0.8
燃料小売業	1,840	4.6
書籍・文房具小売業	1,654	4.1
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	1,062	2.7
写真機・時計・眼鏡小売業	1,004	2.5
他に分類されない小売業	3,857	9.7
通信販売・訪問販売小売業	1,061	2.7
自動販売機による小売業	91	0.2
その他の無店舗小売業	357	0.9

## 2. 従業者数

愛知県の商業事業所の従業者数は、53万3081人となっています。このうち、小売業の従業者数は、32万7791人となり、61.5%を占めています。

業種別に構成比をみると、コンビニエンスストアや料理品小売業などが含まれるその他の飲食料品小売業（5万9566人、構成比18.2%）が最も高く、次いで自動車小売業（2万8779人、同8.8%）、書籍・文房具小売業（2万6961人、同8.2%）の順となっています。（表Ⅲ－2、図Ⅲ－2）

図Ⅲ－2 小売業の業種別従業者数の構成比



表Ⅲ－2 小売業の業種別従業者数

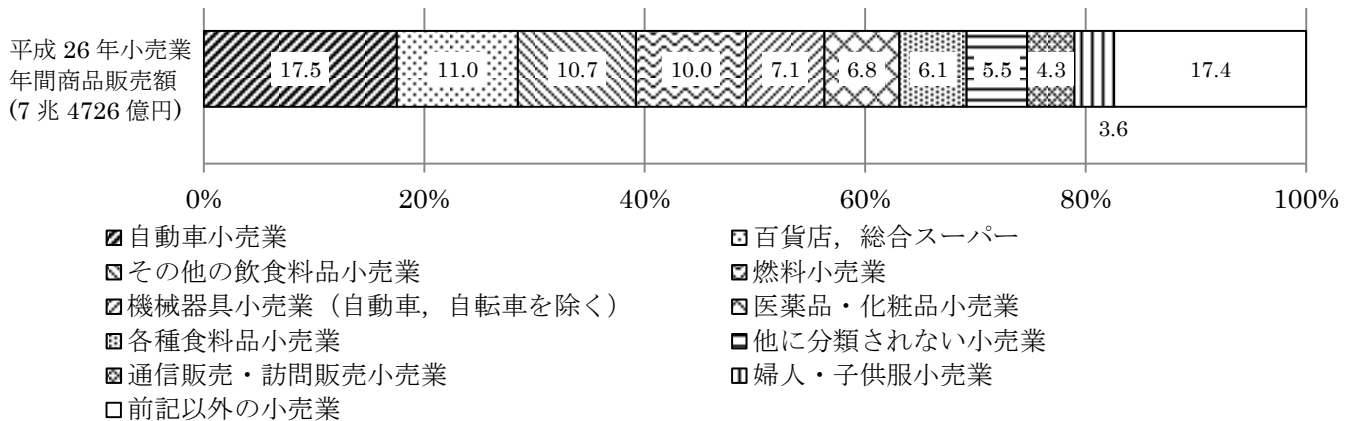
産業小分類	従業者数（人）	
	平成26年	構成比 (%)
小売業計	327,791	100.0
百貨店，総合スーパー	26,051	7.9
その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	673	0.2
呉服・服地・寝具小売業	2,692	0.8
男子服小売業	4,090	1.2
婦人・子供服小売業	13,768	4.2
靴・履物小売業	1,951	0.6
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	9,185	2.8
各種食料品小売業	20,133	6.1
野菜・果実小売業	3,342	1.0
食肉小売業	2,206	0.7
鮮魚小売業	1,059	0.3
酒小売業	3,433	1.0
菓子・パン小売業	15,181	4.6
その他の飲食料品小売業	59,566	18.2
自動車小売業	28,779	8.8
自転車小売業	1,615	0.5
機械器具小売業（自動車，自転車を除く）	14,830	4.5
家具・建具・畳小売業	4,023	1.2
じゅう器小売業	1,574	0.5
医薬品・化粧品小売業	23,436	7.1
農耕用品小売業	1,456	0.4
燃料小売業	12,396	3.8
書籍・文房具小売業	26,961	8.2
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	7,732	2.4
写真機・時計・眼鏡小売業	4,189	1.3
他に分類されない小売業	23,198	7.1
通信販売・訪問販売小売業	8,971	2.7
自動販売機による小売業	2,094	0.6
その他の無店舗小売業	3,207	1.0

### 3. 年間商品販売額

愛知県の商業事業所の年間商品販売額は、36兆3285億円となった。このうち、小売業の年間商品販売額は、7兆4726億円となり、20.6%を占めています。

業種別に構成比をみると、自動車小売業（1兆3074億円、構成比17.5%）、百貨店、総合スーパー（8257億円、同11.0%）、その他の飲食料品小売業（7968億円、同10.7%）、燃料小売業（7503億円、同10.0%）の順で、これら上位4業種で小売業全体の49.2%を占めています。以下、機械器具小売業（5291億円、同7.1%）、医薬品・化粧品小売業（5069億円、同6.8%）の順となっています。（表Ⅲ-3、図Ⅲ-3）

図Ⅲ-3 小売業の業種別年間商品販売額の構成比



表Ⅲ-3 小売業の業種別年間商品販売額

産業小分類	年間商品販売額 (億円)	
	平成26年	構成比 (%)
小売業計	74,726	100.0
百貨店、総合スーパー	8,257	11.0
その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)	161	0.2
呉服・服地・寝具小売業	352	0.5
男子服小売業	683	0.9
婦人・子供服小売業	2,710	3.6
靴・履物小売業	361	0.5
その他の織物・衣服・身の回り品小売業	1,094	1.5
各種食料品小売業	4,527	6.1
野菜・果実小売業	533	0.7
食肉小売業	286	0.4
鮮魚小売業	143	0.2
酒小売業	808	1.1
菓子・パン小売業	1,003	1.3
その他の飲食料品小売業	7,968	10.7
自動車小売業	13,074	17.5
自転車小売業	153	0.2
機械器具小売業 (自動車, 自転車を除く)	5,291	7.1
家具・建具・畳小売業	685	0.9
じゅう器小売業	210	0.3
医薬品・化粧品小売業	5,069	6.8
農耕用品小売業	370	0.5
燃料小売業	7,503	10.0
書籍・文房具小売業	1,638	2.2
スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	1,623	2.2
写真機・時計・眼鏡小売業	570	0.8
他に分類されない小売業	4,127	5.5
通信販売・訪問販売小売業	3,235	4.3
自動販売機による小売業	1,293	1.7
その他の無店舗小売業	1,002	1.3

# 用語の解説

## 1 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

## 2 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所  
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商・仲立業）。代理商・仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

## 3 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。  
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Rーサービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）  
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。  
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業（大分類E）に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

#### 4 従業者及び就業者

平成 26 年 7 月 1 日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 期間を決めずに雇用されている者
  - イ 1 か月を超える期間を定めて雇用されている者
  - ウ 平成 26 年の 5 月、6 月のそれぞれの月に 18 日以上雇用された者
- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で 1 か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして別経営の事業所から来て業務に従事している者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請けとして別経営の事業所の業務に従事している者をいう。

#### 5 年間商品販売額

平成 25 年 1 月から 12 月までの 1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

#### 6 注記

- ① 「年間商品販売額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- ② 本文中及び統計表中の「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

平成 26 年商業統計調査

**結果の概要（愛知県版 速報）**

平成 27 年 7 月 31 日

作成：愛知県県民生活部統計課

〒460-8501（県庁個別郵便番号）

電話 052-954-6105（ダイヤルイン）FAX 052-961-2194

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

Home page <http://www.pref.aichi.jp/toukei/>





平成 26 年商業統計調査  
**結果の概要（愛知県版 速報）**

